

化学物質管理者講習

～令和6年4月より選任が義務化されました～

労働安全衛生規則等の改正により令和6年4月から化学物質を製造または、取り扱う事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させることが義務付けられました。当センターでは、「化学物質管理者」の養成を目的とした講習(厚生労働省が示す所定のカリキュラム)を開催いたします。

事業場区分

製造事業場

リスクアセスメント対象物を譲渡・提供を目的として製造する事業場が対象です。
混合・調合した物質を外部に販売等する場合は、製造事業場に該当します。

取扱い事業場

リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場(製造事業場以外)が対象です。
混合・調合した物質を事業場内で消費する場合は、取扱い事業場に該当します。

開催日程・受講料

会場	2日間コース (製造事業場・取扱い事業場向け)	1日間コース (取扱い事業場向け)
徳山	9月25日(木)～26日(金)	9月24日(水)
宇部	—	11月19日(水)
受講料	50,000円	25,000円

講習会場

- ☐ **徳山会場：徳山駅前図書館**
山口県周南市御幸通2-28-2
(JR徳山駅直結)
- ☐ **宇部会場：宇部興産ビル**
山口県宇部市相生町8-1
(JR宇部新川駅より徒歩約15分)

申込方法

ホームページよりお申込みください。

連絡先

一般財団法人西日本産業衛生会
環境測定センター北九州事業部
〒805-0071 福岡県北九州市八幡東区東田1-4-8
(TEL) 093-330-6059 (FAX) 093-671-3576
(Mail) seminar@nishieikai.or.jp

